

事 務 連 絡
令和5年5月22日

西宮市内指定地域密着型サービス事業者 様

西宮市法人指導課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
運営推進会議等に関する臨時的取扱いの終了について

平素は、本市福祉行政の推進に多大なるご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、今般、厚生労働省より、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和5年5月1日付厚生労働省老健局高齢者支援課他連名事務連絡）が示されているところですが、これに伴い、「令和2年7月以降の運営推進会議等の取扱いについて」（令和2年7月1日付西宮市法人指導課長事務連絡）により定めていた運営推進会議及び介護・医療連携推進会議（以下、運営推進会議等とする）に関する臨時的取扱いについては以下の通りとしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

本市における新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う運営推進会議等の取扱いについては、「令和2年7月以降の運営推進会議等の取扱いについて」（令和2年7月1日付西宮市法人指導課長事務連絡）において、「当面の間は書面会議の開催についても可とする」と示しておりましたが、当該事務連絡は廃止いたします。

但し、当該事務連絡発出時点（令和5年5月22日時点）で、直近の会議の開催について既に書面による開催を行うことを委員に通知し資料を送付しているなど、再調整が難しい場合については、直近の会議の開催のみ書面会議の開催を可とします。

以 上

問合せ先 西宮市法人指導課 電 話：0798-35-3423 E-mail：hojin@nishi.or.jp
--